



日本税関労働組合
 東京都千代田区霞が関3-1-1
 財務省内 西151号室
 TEL 03-3581-4111(代) 内線 2969
 (直通)03-3593-1790
 (FAX)03-3593-1788
 (E-mail)zeikan-roso@kfy.biglobe.ne.jp
 発行人 倉本和邦
 編集人 村岡和弥

- 第62回定期大会開催
- 第14回青年委員会総会開催
- 関税局長あて要望書提出

第62回定期大会を開催！！

9月17日(金)、第62回定期大会をオンラインで開催しました。
 今号では大会の様相を抜粋して掲載します。

今年も、新型コロナウイルスの影響により、定期大会を通常開催することが非常に困難な状況となり、2年連続のオンライン開催となりました。今年は前年の経験を踏まえ、密対策として中央書記局を東京グランドホテルに変更し、各地区本部の事務所と繋いで、第62回定期大会を行いました。

例年実施している定期大会の形式とは異なるため、規約に則った定期大会とするべく「質疑応答の事前集約」「チャット機能を活用した資格審査」といった様々な工夫をした結果、第62回定期大会は無事に成立・開催されました。

今後税関労組として活動していくために必要な「活動経過報告」「運動方針」等、事前集約した質疑応答の審議を経て、全会一致で承認されました。



各地区本部から
 オンライン参加での
 団結ガンバローの様子

また、役員改選においても、大会議長及び選挙管理委員長のスムーズな進行により、第62期執行委員が信任されました。

大会の締め括りに、「税関職員の処遇改善、定員確保を勝ちとる決議」「公平で民主的な公務員制度の確立を求める決議」及び「大会宣言」が採択され「健康で明るく働きたいのある職場」「ゆとり・豊かさが実感できる生活」を実現すべく、組織の総力を結集し、組織率の向上、人材の育成を進め、断固闘い抜くことを確認しました。

最後に倉本中央執行委員長の力強い「団結ガンバロー」で、大会を締めくくりました。

議長を務めていただいた
 神戸地区本部長谷川代議員



総司会及び活動経過報告を行う
 鈴木書記長



議長を務めていただいた
 門司地区本部河野代議員

定期大会の運営にご協力していただいた皆様ありがとうございました！

第62回

大会スローガン

<メインスローガン>

組織の総力を結集し

健康で明るく働きがいのある職場

ゆとり・豊かさが実感できる生活をかちとろう！

<サブスローガン>

・税関職員の処遇向上をかちとろう！

・組織の充実・強化をはかろう！

・業務量に見合った定員をかちとろう！

奥平中央執行委員長あいさつ



皆様、お疲れ様です。

コロナ禍において、日ごろの組合活動も大変な中、大会に出席いただき誠にありがとうございます。私から現在の中央情勢、今後の活動等について本日の活動経過報告や運動方針案でも細かくお伝えしますが、組合員の皆様の関心の高い事項を何点かお話させていただき、挨拶に代えたいと思います。

まず、組合員の関心が一番高い事項として、賃金の問題があります。昨年は、異例中の異例で、人事院勧告が2回に分かれました。今後のコロナ禍の影響により、この先の労働組合としての賃金の活動がどのようになっていくのかという不安もありました。ただ、その中においても上部団体に結集し、なんとかベースアップや維持というものを勝ち取ることができました。

コロナ禍2年目の人事院勧告については、まだ法整備はされていませんが、厳しい情勢を押し戻すというところまではいけずとも、維持という形で、なんとか労働組合としての賃金に対する活動として一定の成果を出せたと認識しております。

今後の懸念として、先般、菅総理が任期満了による総裁選の不出馬を表明しました。通常であれば、秋のこの時期に給与関係閣僚会議を開催し、人事院が勧告した内容が直ちに臨時国会で給与法の改正法案という形で進み、年末にしっかりと調整され、来年4月から我々の給与に反映されるという形になるところです。しかし、上部団体や関係議員からの情報では「秋の臨時国会での法案がかなり難しいのではないか」「自民党総裁選があり、そのあと衆議院総選挙という中で、報道にもあるように10月4日に臨時国会を召集しても、法案スケジュールが厳しい」などと話を聞いており、年内の給与法改正案の成立がかなり難しいという状況になっております。しかしながら、そういった情報をいち早く察知し、公務労協、公務員連絡会、国公連合としては、最悪でも年明けの通常国会で、給与法改正に向けて全力で頑張っていくことを確認しております。

次に皆様の関心の高い事項としましては、定員の問題、級別定数の問題がございます。定員に関しましては、訪日観光立国政策もあり、オリパラで一定数の定員が増え、過去最高の定員を獲得しました。しかし、現場からは、まだまだ職員が足りない、我々の働きに見合った処遇が行き届いていない、いわゆる級別定数が足りないといった声も非常に多くあがっております。コロナによって、旅具の職場では旅客数が少ない等、色々な影響がありますが、逆に巣籠需要、いわゆる貨物の通関件数が激増しております。そのような状況を中央書記局及び執行部一丸となって、国会の先生方にそれら税関の実情を伝えることによって、今年も衆議院及び参議院の財政・財務金融委員会において全会一致で附帯決議並びに大臣答弁の獲得にいたっております。

今後、コロナ禍が続いている中であっても大会後の10月には定員の要求を内閣人事局、級別定数の要求を人事院に対して実施していくこととしております。現場の苦しい状況、歯を食いしばって働いている職員の状況をしっかり訴え、新しい執行体制においても引き続き実を取れるよう、しっかりと活動していきたいと思っております。

そのほか、現在のコロナ禍において労働組合の活動が思うようにできない中、今後の労働組合としての活動の在り方も問われている重要な時期に差し掛かっていると思っております。本日の大会の中でそれらも含めてしっかり議論していただき、今後、我々が組合員の要求をどのような形で実をとっていくのかなどを活動に落とし込んでいただければと思っております。

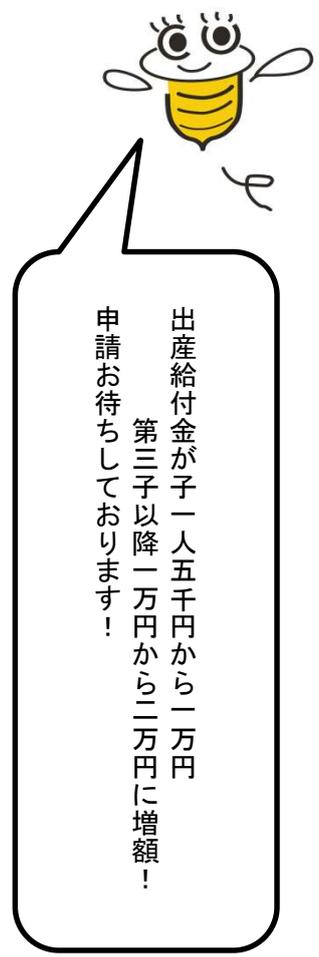
衆議院選挙も近くなり、与野党間の対立や、今後の衆議院選挙に関するメディアでの各議員からのアピールなどが激化することが予想され、度々、我々国家公務員は政争の具とされることが見受けられますが、このような状況だからこそ、税関の使命を全うし、税関行政の発展及び組合員の要求を達成するため、労使一体となって活動していくことが極めて重要だと考えます。

本日は、コロナ禍において、異例のテレビ会議形式の大会となりますが、実りある大会となるよう祈念し、私からの挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

第62回定期大会において共済基金規則の規約改正が採択され 出産給付金が増額されました！！

日本税関労働組合共済基金規則新旧対照表

改正	現行																																																
<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(給付金)</p> <p>第4条 次のいずれかに該当した場合は、別表の金額を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 組合員が死亡したとき (2) 組合員の配偶者又は子が死亡したとき (3) 組合員の居住する住宅及び家財が災害により損害を受けたとき (4) 組合員が長期療養のため病気休暇の取得日数90日を超え俸給が半減又は休職となったとき (5) 組合員が結婚したとき (6) 組合員又はその配偶者が出産したとき <p>2 本条の給付金を受けることのできる者は、組合員及びその家族に限るものとする。</p> <p>3 本条の給付金(第1項第1号及び同第2号の給付金を除く)は、支給事実発生の日又は事実の終了の日のいずれか遅い日から起算して2年以上経過した場合には支給しない。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>附 則 (令和3年9月17日 第62回大会)</u></p> <p>1 この規約は、令和3年9月18日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(給付金)</p> <p>第4条 次のいずれかに該当した場合は、別表の金額を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 組合員が死亡したとき (2) 組合員の配偶者又は子が死亡したとき (3) 組合員の居住する住宅及び家財が災害により損害を受けたとき (4) 組合員が長期療養のため病気休暇の取得日数90日を超え俸給が半減又は休職となったとき (5) 組合員が結婚したとき (6) 組合員又はその配偶者が出産したとき <p>2 本条の給付金を受けることのできる者は、組合員及びその家族に限るものとする。</p> <p>3 本条の給付金(第1項第1号及び同第2号の給付金を除く)は、支給事実発生の日又は事実の終了の日のいずれか遅い日から起算して2年以上経過した場合には支給しない。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支給区分</th> <th>支給額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">死亡給付金</td> <td>本人</td> <td>¥100,000</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>¥20,000</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>¥20,000</td> </tr> <tr> <td>災害給付金</td> <td>¥10,000</td> <td>組合員の居住する住宅及び家財が災害により損害を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>病休給付金</td> <td>¥30,000</td> <td>病気休暇を90日取得し、引き続き勤務しないことにより俸給が半減又は休職となった場合</td> </tr> <tr> <td>結婚給付金</td> <td>¥10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出産給付金</td> <td>子一人</td> <td>¥10,000</td> </tr> <tr> <td>第3子から</td> <td>¥20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(別 表)</p>	支給区分	支給額	備 考	死亡給付金	本人	¥100,000	配偶者	¥20,000	子	¥20,000	災害給付金	¥10,000	組合員の居住する住宅及び家財が災害により損害を受けた場合	病休給付金	¥30,000	病気休暇を90日取得し、引き続き勤務しないことにより俸給が半減又は休職となった場合	結婚給付金	¥10,000		出産給付金	子一人	¥10,000	第3子から	¥20,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支給区分</th> <th>支給額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">死亡給付金</td> <td>本人</td> <td>¥100,000</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>¥20,000</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>¥20,000</td> </tr> <tr> <td>災害給付金</td> <td>¥10,000</td> <td>組合員の居住する住宅及び家財が災害により損害を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>病休給付金</td> <td>¥30,000</td> <td>病気休暇を90日取得し、引き続き勤務しないことにより俸給が半減又は休職となった場合</td> </tr> <tr> <td>結婚給付金</td> <td>¥10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出産給付金</td> <td>子一人</td> <td>¥5,000</td> </tr> <tr> <td>第3子から</td> <td>¥10,000</td> </tr> </tbody> </table>	支給区分	支給額	備 考	死亡給付金	本人	¥100,000	配偶者	¥20,000	子	¥20,000	災害給付金	¥10,000	組合員の居住する住宅及び家財が災害により損害を受けた場合	病休給付金	¥30,000	病気休暇を90日取得し、引き続き勤務しないことにより俸給が半減又は休職となった場合	結婚給付金	¥10,000		出産給付金	子一人	¥5,000	第3子から	¥10,000
支給区分	支給額	備 考																																															
死亡給付金	本人	¥100,000																																															
	配偶者	¥20,000																																															
	子	¥20,000																																															
災害給付金	¥10,000	組合員の居住する住宅及び家財が災害により損害を受けた場合																																															
病休給付金	¥30,000	病気休暇を90日取得し、引き続き勤務しないことにより俸給が半減又は休職となった場合																																															
結婚給付金	¥10,000																																																
出産給付金	子一人	¥10,000																																															
	第3子から	¥20,000																																															
支給区分	支給額	備 考																																															
死亡給付金	本人	¥100,000																																															
	配偶者	¥20,000																																															
	子	¥20,000																																															
災害給付金	¥10,000	組合員の居住する住宅及び家財が災害により損害を受けた場合																																															
病休給付金	¥30,000	病気休暇を90日取得し、引き続き勤務しないことにより俸給が半減又は休職となった場合																																															
結婚給付金	¥10,000																																																
出産給付金	子一人	¥5,000																																															
	第3子から	¥10,000																																															



第62期 新役員紹介

退任役員紹介

中央執行委員長 倉本和邦 (神戸)
副中央執行委員長 堀田将恵 (東京)

書記 齋藤雅記 (横浜)
副書記 原川佳也 (名古屋)

書記長 鈴木宏彰 (東京)
書記次長 村岡和弥 (門司)
中央執行委員 武田靖 (函館)

三浦慎也 (函館)
浅野浩一 (東京)
堀田夏子 (東京)
太田美菜 (東京)
秋山浩一 (東京)
佐藤裕一 (横浜)
脇中啓之 (大阪)
長谷川兼史郎 (神戸)
浦中篤 (門司)
福本一也 (長崎)
新里薫 (沖縄)
呉屋堯 (沖縄)
内海堯 (東京)
前田義徳 (横浜)

1年よろしく
お願いします!

第61期 1年間
大変お疲れ様でした!

中央執行委員長 奥平昌浩 (東京)
書記次長 山口剛聡 (函館)
中央執行委員 久保正臣 (東京)
小村梨栄 (東京)



東京グランドホテルでの団結カンパロー!!

関税局長あて要望書を提出

9月27日(月)、税関労組は定期大会で採択された「大会宣言」

「税関職員の処遇改善、定員確保を勝ちとる決議」「公正で民主的な公務員制度の確立を求める決議」及び、青年委員会総会で採択された

「総会宣言」

を、関税局長宛て「要望書」として税関考査管理室長に提出するとともに、職員の処遇改善、定員確保により、健康で明るく働きたいのある職場、ゆとり・豊かさが実感できる生活が実現されるよう、最大限の努力を要望しました。

今期の取り組みがスタートしました。課題の解決のためには、現場で働く組合員の皆さまの意見を集約することが必要不可欠です。皆さまが現場で抱えている課題や問題に思うことを中央本部若しくは各地区本部執行部までお寄せください！



写真左：鈴木書記長 写真右：正海税関考査管理室長



写真左：村岡書記次長 写真右：正海税関考査管理室長

こんにちは。「はこBee」(はこべえ)です。花粉を運び作物に花や果実をもたらす、ミツバチです。組合員の声を運んで、みなさんの要求が実を結ぶようお手伝いをします。

胴体のJ、左目のC、右目のUでJCUなんだよ！

Official document containing '要望書' (Request Letter) and '大会宣言' (General Declaration) sections, dated September 27, 2023. It includes logos of the union and its committees, and text regarding labor conditions and public service reforms.

税関職員の処遇改善、定員確保を勝ちとる決議

税関は、安全・安心な社会の実現や公正・公平な関税等の徴収、貿易の円滑化など、我が国にとって極めて重要な役割を担っており、国民から求められる社会的要請はますます高まっている。

このような中、税関の必要性・重要性、複雑・困難化する職務の特殊性について、国民の場において強く訴えられた結果、第61期においても、衆・参両院にて「税関職員の定員確保、処遇改善、職務の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと」を憲法とする附帯決議を全会一致で獲得した。しかし、私ども税関職員の処遇は、未だその職務・職責に見合ったものとは言えない。

政府は、2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人とする目標を達成し、観光立国の実現をすることを目指して、官民一丸となった取り組みを進めることとしており、税関の業務が増大し続けているにもかかわらず、現状の定員では、職員の強い使命感・責任感をもっていても、処遇が見合った役割を完全に遂行していくことは、もはや限界に達していると言っても過言ではない。

私たちは、税関に対する社会的要請に応えていくためにも、「職務・職責にふさわしい処遇の確立」と「業務量に見合った定員の確保」を実現すべく、組織の能力を結集し、新開眼「働くことを望むものである。

以上、決議する。

令和3年9月17日

日本税関労働組合 第62回定期大会

公正で民主的な公務員制度の確立を求める決議

私ども税関労組は、「正常な労働環境の維持発展と民主的な労働運動の推進に不可欠な労働基本権の確立」を根拠に掲げ、国公連合、労働協約に結集し、公正で民主的な公務員制度の確立に向け、さまざまな取り組みを進めていくこととする。

平成30年6月にILOは、日本の公務員労働基本権に関する案件の交渉を踏まえ、日本政府に対して11度目となる勧告を行った。より質の高い公共サービスの提供に資する、労働基本権の確立に向けた対応を確立していくこととする。

また、平成26年7月に政府は、「国家公務員の総人件費削減の政策として「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(国の行政機関の機構・定員管理に関する方針)を閣議決定し、さらに本年7月に閣議決定された骨太の方針2021においても「経路・財政再建計画」のもと、財政健全化が求められる中において、私ども国家公務員の賃金・労働条件は、依然として厳しい状況にある。

このような中においても、税関は、国民の安全と安心を守り、国庫収入の4.9%を担い、貿易の円滑化を推進し、経済の活性化に寄与している。今後も、これらを維持・発展させるためには、職務に打ち込める環境と安定した労働条件を勝ち取らなければならない。

私たちは、自律的労働関係制度を軸とする公正で民主的な公務員制度が一日も早く確立され、自覚と誇りを持って職務に向かい、安全・安心な社会が実現できるよう組織の能力を結び、新開眼「働くことを望むものである。

以上、決議する。

令和3年9月17日

日本税関労働組合 第62回定期大会

総会宣言

私ども日本税関労働組合青年委員会は、「真に自由にして、民主的な労働組合」を基本理念とする日本税関労働組合の引継ぎとして運動を展開してきた。

本日、ここに「第14回青年委員会総会」を開催し、全国から結集した代表者による真摯な討議の結果、「総協約と解決」「地区本部における課題の共有・協力」「研鑽所に対する取組」「相互連携の強化及び組合活動に対する理解の向上」を柱とした「第2期活動方針」を確立した。

私ども青年労働組合は、日々、複雑・困難化する税関業務のなかで、国民から負託された使命を果たすべく、誇りある税関職員として、職務の第一線に立ち、日夜、不断の努力を積み重ね、職務に情熱を注いでいる。

しかし、私どもを取り巻く環境は、職務における人員不足、若・留命の老朽化等、多くの青年労働組合が不安を抱えており、依然として厳しい状況にある。

こうした状況においても、私どもは誇りある税関職員として、青年層に継承された責務を果たすべく、これまで以上に行動していく必要がある。

私どもは、本日確立した活動方針のもと、税関の未来を担う青年労働組合が職務に誇りを持ち、安心して職務に情熱を注ぎ、職場環境の改善などを実現するため、全青年労働組合の賛同を結集し、力を結んで闘っていくことをここに宣言する。

令和3年9月10日

日本税関労働組合 第14回青年委員会総会

大会宣言

日本税関労働組合は、昭和40年9月の結成以来、「真に自由にして、民主的な労働組合」を基本理念に、組織の充実・強化を図りながら、組合員の社会的・経済的地位の向上をめざし、処遇向上、職場環境の改善など数多くの成果を挙げ、税関の職務を代表する責任ある労働組合として発展してきた。

私どもは、本日、ここに「第62回定期大会」を開催し、全国から結集した代表者による真摯な討議の結果、公正な処遇、生活の向上、組織の発展などを柱とした「第62期活動方針」を決定した。

この活動方針のもと、政府による財政健全化が図られていく中、業務量が増大している税関の職場における定員・予算が削減されることのないよう、国政の場で税関の必要性・重要性について、国会議員に対し理解を求めたいとともに、内閣人事局、人事院等の関係機関や関係局長と交渉をはじめとした取り組みを進めていく。

私どもは、これまで培ってきた民主的な労働運動に対する自信と誇りを堅持しつつ、「健康で明るく働きたいのある職場」「ゆとり・豊かさが実感できる生活」を実現するため、組織の能力を結集し、新開眼「働くことを本大会の糸において望むものである。

以上、宣言する。

令和3年9月17日

日本税関労働組合 第62回定期大会